

# 新型コロナウイルス感染症 経済影響への主な支援策

9/18時点

申請区分		制度名	概要	支援額	連絡先	
個人	休業補償	国民健康保険及び後期高齢者医療に係る傷病手当金	被保険者が新型コロナウイルスに感染または疑いの症状があり、仕事を休んでいる間、給与などの支給がなかった場合、傷病手当金を支給	(1日あたり) 直近3ヶ月の 平均給与日額× 2/3	お住まいの市町村	
		新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払を受けることができなかった者に対して支給	1日あたり 休業前平均賃金×80% (上限11,000円/日)	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 電話：0120-221-276	
個人	生活支援	生活福祉資金貸付制度(特例貸付)	緊急小口資金	収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に対して貸付	20万円以内 (学校休業等の特例)	お住まいの市町村の 社会福祉協議会
			総合支援資金	収入の減少や失業等により日常生活の維持が困難となっている世帯に対して貸付	60万円以内 (20万円/月以内×3月以内)	
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭等の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少する場合に生活資金を貸付	10.5万円/月以内	お住まいの市町村		
	給付	住居確保給付金	収入の減少により、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じている方に原則3ヶ月、家賃相当額を支援	単身世帯：3.2万円/月 2人世帯：3.8万円/月 ※高知市の目安	お住まいの市町村の 自立相談支援機関 (市町村社会福祉協議会等)	
ひとり親世帯への臨時特別給付金		ひとり親世帯を支援するために給付金を支給	1世帯5万円、第2子以降 1人につき3万円、など	お住まいの市町村		
個人・法人	生活支援等	納付猶予	国税及び地方税の徴収猶予等	令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期比概ね20%以上減少し、かつ、国税及び地方税を一時に納付又は納入することが困難な場合、徴収猶予の特例制度を適用	無担保・延滞金等なしで 納付を1年間猶予	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お近くの県税事務所(県税)</li> <li>・お住まいの市町村(市町村税)</li> <li>・国税局猶予相談センター(国税)</li> </ul> 電話：087-806-0040

申請区分		制度名	概要	支援額	連絡先
個人	生活支援	国民健康保険税（料） 後期高齢者医療保険料 第一号介護保険料	一定程度収入が下がった方や世帯を対象とした保険料の減免	保険料の減免	お住まいの市町村
		国民年金保険料	収入が減少し、所得が一定基準相当まで下がった方の保険料の全部又は一部を免除	保険料の全部 又は一部の免除	お住まいの市町村
学生	減免・延納 その他	高等教育の修学支援 新制度	住民税非課税世帯または準ずる世帯の学生で、世帯の年収が大きく減った方に対し、授業料・入学金の減免及び給付型奨学金を支給	授業料・入学金の減免 及び 給付型奨学金の支給	在学中の各大学又は 日本学生支援機構 奨学金相談センター 電話：0570-666-301
		<b>県</b> 県内大学の授業料 に関する支援制度等	県内大学において、授業料の延納や分納等の相談に対応。県立の大学においては大学独自の授業料減免制度も適用	授業料の免除や延納等	在学中の各大学
		高校生等奨学給付金	オンライン学習に係る通信費相当額を、国公立等の高校に在籍する住民税所得割の非課税世帯に対して支給	年10,000円	在学中の各高校
事業主	休業補償	雇用調整助成金	雇用の維持を図るため、休業手当等を支給して労働者を休ませた場合、その費用を助成。緊急対応期間中(4/1～12/31)は助成内容や対象を大幅に拡充	4/1以降 1人1日あたり最大15,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター 電話：0120-60-3999</li> <li>・雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金はハローワークでも受付</li> <li>・小学校休業対応助成金は高知労働局でも受付 電話：088-885-6041</li> </ul>
		緊急雇用安定助成金			
		小学校休業等対応助成金	小学校休業等に伴う子供への対応により、労働者に有給休暇を取得させた事業主に対して助成金を支給	4/1以降 1人1日あたり最大15,000円	
		小学校休業等対応支援金	小学校休業等に伴う子供への対応により契約した仕事ができなくなった方に対して支援金を支給	4/1以降 就業できなかった日につき 7,500円/日	

# 新型コロナウイルス感染症 経済影響への主な支援策

9/18時点

申請区分	制度名	概要	支援額	連絡先	
事業主 事業継続支援	貸付	新型コロナウイルス感染症特別貸付	売上高が急減した中小企業者等に対して、日本政策金融公庫等が3年間実質無利子の貸付	国民生活事業：最大8千万円 中小企業事業：最大6億円	日本政策金融公庫 高知支店 ・国民生活事業(小規模事業者) 電話：088-822-3191 ・中小企業事業(中小企業) 電話：088-875-0281
		特別利子補給制度	上記に対する利子補給制度	借入後当初3年間 (据置5年以内) 国民生活事業：最大4千万円 中小企業事業：最大2億円	
		<b>県</b> 新型コロナウイルス感染症対応資金	事業者が信用保証協会へ支払う保証料及び金融機関へ支払う利息を実質ゼロとする貸付	利子補給 当初3年間 最大4千万円	
	給付	持続化給付金	月間売上が前年同月比で50%以上減少した中小企業、フリーランスを含む個人事業者等に対して給付金を支給	法人：200万円以内 個人事業者：100万円以内	持続化給付金事業 コールセンター 電話：0120-279-292
		家賃支援給付金	地代・家賃の負担を軽減することを目的として、売上高が減少したテナント事業者に対して給付金を支給	上限 6ヵ月分 法人：100万円/月 個人事業者：50万円/月	家賃支援給付金コールセンター 電話：0120-653-930
		<b>県</b> 新型コロナウイルス感染症対策雇用維持特別支援給付金	連続する3ヵ月の売上の合計額が対前年（前々年）同月比50%以上減少した県内事業者に対して、県独自の給付金を支給	最大1,000万円 (社会保険料の事業主負担に応じた算定)	高知県雇用維持給付金センター 電話：088-821-7566
		<b>県</b> 新型コロナウイルス感染症対策経営健全化特別支援金	新型コロナウイルス感染症にかかる県制度融資を利用中の事業者が「高知県新型コロナウイルス感染症対応資金」への借換え等を行った場合に、支援金を支給	最大120万円 (借換額等の3%相当額)	高知県商工労働部経営支援課 電話：088-823-9052
	助成	母性健康管理措置による休暇取得支援助成金	妊娠中の女性労働者が取得できる有給休暇制度を設け、合計5日以上取得させた事業主に対して助成	対象労働者1人あたり 有給計5日～20日未満：25万円 以降20日毎15万円加算 (上限100万円)	高知労働局雇用環境・均等室 電話：088-885-6041
		両立支援等助成金 (介護離職防止支援コース)	介護のための有給休暇制度を設け、合計5日以上取得させた中小企業事業主に対して助成	対象労働者1人あたり 有給計5日～10日未満：20万円 合計10日以上：35万円 1事業所あたり上限5人まで	